

人権問題啓発誌 第7号

一部落差別をはじめあらゆる差別をなくするために一

平成19年(2007年)8月1日米子市市民人権部人権政策課 TEL(0859)23-5415

						履			歷		Ť	書	
									₩-1	<i>h</i>	E.		写真をはる位置
				ふりがな				-	平成	牛	月 ———	日現在	(30×40mm)
				ふりかく								1生が	(30 × 40mm)
				氏名									
				生年月日	昭和 •	平成		年	月	月	生(満	歳)	
	取得年月		資格等	<i>ふりがな</i>	 -	:							
資				現住所	'								
16													
格				<i>ふりがな</i>	 ∓				-				
等				連絡先									
					(連絡先	欄は現	住所以	外に連	絡を希	望する	易合のみ	記入すること)
		校											
趣味・特技		校内外の											
特技		諸活動			平成	年	月						高等学校入学
				学	平成	年	月						
志				歴	平成	年	月						
望					平成	年	月						
n				職	+- /7X	#	Я						
動				歴	平成	年	月						
機					平成	年	月						
					十八		Я						
			L										
備考													

これは、現在新規高卒者の就職試験の際、全国で使用されている履歴書「全国高校統一応募用紙」です。みなさんが、以前使用されたものと、どこか違っているところはありませんか?

	J	運		歴				L	選考日	3:平	成	年	月		B
ふ氏	りが	な			(B)	男女	告 月日	昭和		F.	月	Б			真
本	籍士	t.				家現	族住所	₹	2	\$					
本人家と別	人現住所服のときのが	斤 記入]	₹	8			志望職種	理由	事[務	技術	(〇印)			
学	B	麼		年3月						中	学 校	卒			
百等学业															
				س در											
特	ŧ	支					読	書〈	爱哉書>			<難稼>			
信仰	印宗者				<理	曲(ない場	合はそ	の理由)	>					
友人	間での	自分0	D評価							-					
拉目	氏	· 1	\$	年 齢	職	業(当	生は当	校名)			—	見住	.	f	
親													2		
													7		
友															
友 ——	続柄	生年	月日	最終出身		職	業		1 収			現	住	所	
友 家	続柄	生年	月日	最終出身相		職	業	,	月 収			現	住	所	

表紙の履歴書と比べて、どこが違うでしょうか。用紙の一部です。左は、以前、ある企業で社員採用時に使用されていた履歴書

2枚の履歴書の違いは?							
0	0						
0	0						
「違い」に共通することがらは、なんでしょう?							
0							

上の履歴書には、実に多くの項目があることに、お気づきでしょうか。

本籍地、愛読書、信仰宗教、親友の名前・職業・住所、家族の学歴・職業・収入…その他にも、出生地、 親の財産、住んでいる家に関すること(持ち家か借家か、部屋数、間取り)、死亡した親族の死亡理由、 支持政党などが、以前の履歴書の項目としてあげられていました。

それでは、これらの事項に共通することがらは、なんでしょう。

●本人に責任のないこと

構成

本籍、出生地、家族や親族に関すること

●本来自由であるべきこと

愛読書、信仰宗教、 友人関係

このように、本人の能力や適性以外のことがらを採用の判断材料にすることは、就職差別 につながります。

本籍・出生地

結婚や採用のときの本籍や出生地を調べる習慣は、 身元を確認する手段として日本の社会の中で生まれた ものだといわれています。本人の能力や適性よりも、 家柄や出身を重視しようとする考え方ではないでしょ うか。これは、憲法第14条「すべて国民は、法の下に 平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門 地により、政治的、経済的又は社会的関係に おいて、差別されない」という精神に反して

愛読書、信仰宗教、支持政党

思想及び良心の自由は、憲法第19条で保障されています。採用は、本人の基本的人権が尊重されるなかで行われなければなりません。「あなたの家庭の宗教は?」「どんな政党を支持していますか」などは、本人の能力や適性とは無関係です。

では、なぜそれが 「差別」につながるのでしょうか。



家族や親族、住居

「同業者の子どもはダメ」とか「親の職業がしっかりしていれば大丈夫」「親が○○なら、子どもも○○だろう」ということを採用時の判断材料とすることは、本人の能力や適性を第一とした評価ではなく、本人に責任のないことがらで判断する間違った考え方です。また、住んでいる家から生活レベルを判断しようとすることも、同様でしょう。

この「全国高校統一応募用紙」は、主に西日本で部落差別との闘いの中から生まれました。

1960年代に、ある大手企業で被差別部落出身の生徒が内定後に身元調査をされて不合格になったという事件がありました。当時このようなできごとは、決して珍しいことではありませんでした。そこで、これは差別ではないかという被差別部落の高校生たちの声

が発端となり、現場の教師や解放運動などの取り組みが行われました。その成果により、当時の文部省、 労働省、全国高等学校長協会の協議で差別的な項目を削除し定められた様式を統一応募用紙として、 1973年から全国的に使用されるようになりました。

その後も就職差別に対する取り組みは部落差別にとどまらず、国籍・家庭環境や資産・思想信条による差別など、あらゆる差別に結びつく情報の収集を許さない取り組みとして前進していきました。行政においても、申請書等の性別記載の削除、採用における国籍条項の撤廃など、すべての人の人権を保障する取り組みへと広がってきました。

このようにして、差別を見抜く力を持ち、自らの問題としてとらえ、積極的に差別や偏見を解消していくことが、人権尊重の社会をつくることにつながるのではないでしょうか。



第32回部落解放・人権確立鳥取県研究集会のお知らせ

今、私たちは、部落問題をはじめさまざまな人権問題の現状を的確にとらえ、課題と展望を明らかにし、課題を解決するための着実な実践が求められています。

昨年、第31回より名称を部落解放・人権確立鳥取県研究集会として「充実と広がり」を求め、部落解放を中心課題にさまざまな人権問題の解決に取り組む唯一の全県民の研究集会として開催しました。

第32回部落解放・人権確立鳥取県研究集会は、今まで積み上げてきた実績をふまえ、多くの県民の参加の もとに「部落の完全解放とあらゆる差別の撤廃」をめざしてして下記のとおり開催されますので、多くの皆さ まのご参加をお願いします。

日 時 2007年8月8日(水)·9日(木) 8月8日 全体会·講演·人権劇

9:00 受付開始 10:00 開会

8月9日 分科会

9:00 受付開始 9:45開会

場 所 鳥取県立県民文化会館 梨花ホール ほか

参加費 お一人 2,300円

特別報告 『人はどう変わっていくか。見えてきたもの』 ~反差別・人権意識の形成を探る。

ライフストーリー調査~

(財) 鳥取市人権情報センター

椋田 昇一 さん

講演『「Kakekomi 寺…結婚差別」相談事業からみえる 教育の課題』

> 「Kakekomi 寺…結婚差別」ネットワーク 代表 大賀 喜子 さん

人 権 劇『手紙』 大山町 劇団「すだち」

お問合せ 米子市人権政策課 TEL23-5415



「あした笑顔になあれ」 ~夜回り先生からのメッセージ~

- ○と き 2007年8月31日(金) 19時30分~21時(18時30分開場)
- ○ところ 米子コンベンションセンター (ビッグシップ) 多目的ホール
- ○講 師 水谷 修さん(水谷青少年問題研究所)
- ※駐車場には限りがあります。なるべく公共 交通機関をご利用ください。
- ※託児をします。希望される方は、

8月17日(金) までにご連絡ください。

※手話通訳があります。

お問合せ 米子市人権情報センター TEL37-3183

入場無料ですが、整理券が必要です。

8月1日から次の場所で配付します。

整理券は、お一人3枚までとします。直接受け取りできる方に限ります。券がなくなり次第配付終了します。

- ●米子市人権情報センター(月~金8:30~18:00) 東町161-2米子市役所第2庁舎 TEL37-3183
- ●米子市役所淀江支所振興課(月~金8:30~17:30) 淀江町西原1129-1 TEL56-3112
- ●米子市コンベンションセンター受付(毎日8:30~22:00) 末広町294 TEL35-8111